

令和6年度
一般財団法人 岩崎ともみ奨学財団
奨学生募集要項
(専門学校生・大学生)

一般財団法人 岩崎ともみ奨学財団

1. 一般財団法人 岩崎ともみ奨学財団について

一般財団法人 岩崎ともみ奨学財団は、神奈川県内の専門学校（職業実践専門課程）又は神奈川県内の大学に在学し、学業・人物とも優秀かつ健康でありながら、経済的事由により職業教育を受けるための修学が困難な学生に対して、奨学金を給付する奨学援護に関する事業を実施します。

2. 出願方法

【出願資格】

令和6年2月現在で当奨学財団の給付型奨学金を希望され、神奈川県内の専門学校（職業実践専門課程）又は神奈川県内の大学に在学し、次の各号の全てに該当する学生でなければなりません。

1. 神奈川県内の職業実践専門課程を設置する専門学校1年生在学以上の者、大学2年生在学以上の者
2. 学資の支弁が困難である者（「高等教育の修学支援新制度」による支援の認定を受けている者）
3. 学業の成績が優秀である者
4. 在籍する学校の推薦を受けることができる者
5. 採用後、当奨学財団が指定する銀行に自身で普通預金口座を開設できる者
6. 当奨学財団の指定する行事への出席を優先できる者

※他の奨学金との併給可

【採用人数】

30名

【出願期限】

令和6年2月2日（金）必着

大学受付期限：令和6年1月16日（火）
窓口提出 17時まで

【奨学生出願書類の提出先】

~~〒2-2-1-0-8-3-5 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-1-7 相鉄岩崎学園ビル8階
一般財団法人 岩崎ともみ奨学財団 事務局宛~~

【出願方法】

①出願書類の提出	【表1】において定める書類一式を出願期限までに、当奨学財団事務局まで郵送にてご提出ください。 ※全ての書類が期限までに到着しない場合は選考対象外となります。 ※出願書類は、理由の如何に関わらず返却いたしません。
②奨学生の選考	奨学生の出願資格に基づき、当奨学財団奨学生選考委員会による書類選考・必要に応じて面接選考を行い、採用者を決定いたします。
③発表	令和6年3月下旬、当奨学財団理事長から出願者に選考結果を書面により通知します。 ※選考の経過及び決定理由については、公表いたしかねます。

指導教員の先生に作成を依頼してください。
 指導教員がいない方は、所属の学務担当係に紹介して
 いただいでください。

【表1】出願書類

① 奨学生願書（当奨学財団指定用紙：写真は提出日より3ヶ月以内に撮影したもの）
② 推薦書（当奨学財団指定用紙：推薦者は学長若しくは学校長、又は学部長若しくはそれに準ずる者とする）
③ 課題作文（テーマ「私の職業観と学生生活」、様式：A4 たて1頁・横書き/1,600字以内）
④ 所得に関する証明書類 次のうち該当する項目において指定する全ての書類を提出すること（1・2は生計維持者各々の分を提出） 1. 生計維持者が給与所得者の場合 ・源泉徴収票の写し（直近のもの） ・課税証明書（原本：市区町村発行「全項目証明」、給与総額・所得控除総額・課税標準額の記載があるもの） ※1に該当し、確定申告も行っている場合は、2と同様の書類も併せて提出すること。 2. 生計維持者が給与所得者以外（個人事業主など）の場合 ・確定申告書の写し（直近のもの、税務署押印済みである全ての書類） ・納税証明書その1・その2（原本：税務署発行） 3. 出願者本人がアルバイトをしている場合 ・就労時間及び給与の分かる書類（給与明細等）の写し
⑤ 「高等教育の修学支援新制度」による受給を証明する書類（独立行政法人日本学生支援機構発行「給付奨学生証（給付奨学生採用決定通知）」の写し）
⑥ 住民票（原本：本人及び願書記載の家族全員分、直近3ヶ月以内のもの）
⑦ 在学証明書（原本：直近3ヶ月以内のもの）
⑧ 成績証明書（原本：直近の年度のもの）
⑨ 身元保証人書（当奨学財団指定用紙：採用決定後に提出）

学内選考通過者のみ後日提出

3. 奨学金の給付

【給付金額】

月額 3万円（年額36万円となります）

【給付期間】

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

【給付方法】

当奨学財団より、奨学生本人名義の銀行の預金口座に振り込みます。令和6年度の奨学金については、令和6年4月、7月、10月及び令和7年1月に各3ヶ月分をまとめて給付します。

【給付の中止等】

奨学生が休学・長期欠席・退学したとき、学業状況により指導上必要があると認められたとき、疾病などのため成業の見込みが無くなったとき、当奨学財団の名譽を傷つける行為があったと認められたときは、それらの状況に応じ、奨学金の給付を休止、停止又は廃止します。

【奨学金の性格】

奨学金の返済義務はありません。また、奨学生が学業を修了した後の進路は、本人の自由とします。

4. その他

【奨学生の義務】

1. 奨学金の受領ごとに奨学金受領書を当奨学財団に提出しなければなりません。
2. 当奨学財団が主催する奨学生ミーティングに参加しなければなりません。
3. 毎月1回メールで、当奨学財団に近況報告書を提出しなければなりません。
4. 学年末に「学業成績表」と「生活状況報告書」を当奨学財団に提出しなければなりません。
また、必要に応じて奨学生に対してカウンセリングを実施する場合があります。
5. 奨学生の連絡先、病気や事故で長期欠席する場合、休学、留学、転科及び留年など奨学生の学習・生活状況に重要な変更が生じた場合は、速やかに当奨学財団に届け出なければなりません。

問い合わせ先

奨学生出願書類に関するお問い合わせ先

一般財団法人 岩崎ともみ奨学財団 事務局
電話：045-311-5562
E-mail：tisf-jimu@iwasaki.ac.jp

〒221-0835
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-17相鉄岩崎学園ビル8階

一般財団法人 岩崎ともみ奨学財団

〒220-0004

神奈川県横浜市西区北幸一丁目2番7号